

# 精神障害者の地域生活支援体制 充実のための施策について

## 参考資料

1

### 《 資 料 目 次 》

- P. 3～ 障害者自立支援法の概要について
  - ・ P. 11～ 日中活動系サービスについて
  - ・ P. 18～ 訪問系サービスについて
  - ・ P. 25～ 居住系サービスについて
  - ・ P. 28～ 障害福祉計画に基づくサービス基盤の計画的な整備について
- P. 30～ 「相談支援」について
- P. 40～ 「住」について
- P. 50～ 「生活」について
- P. 59～ 「活動」について

2

# 障害者自立支援法の概要について

3

## 障害者の数(在宅・施設)

障害者総数 723.8万人(人口の約5.7%)    うち在宅 667.0万人(92.2%)  
 うち施設入所 56.8万人(7.8%)

身体障害者(児) 366.3万人	知的障害者(児) 54.7万人	精神障害者 302.8万人
在宅身体障害者(児) 357.6万人(97.6%)	在宅知的障害者(児) 41.9万人 (76.6%)	在宅精神障害者 267.5万人(88%)
	施設入所知的障害者 (児) 12.8万人 (23.4%)	入院精神障害者 35.3万人(12%)
施設入所身体障害者(児) 8.7万人(2.4%)		

身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成17年の調査等による推計。  
 なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

4

# 「障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

## 障害者施策を3障害一元化

**現状**

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

## 利用者本位のサービス体系に再編

**現状**

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

## 就労支援の抜本的強化

**現状**

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

## 支給決定の透明化、明確化

**現状**

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

## 安定的な財源の確保

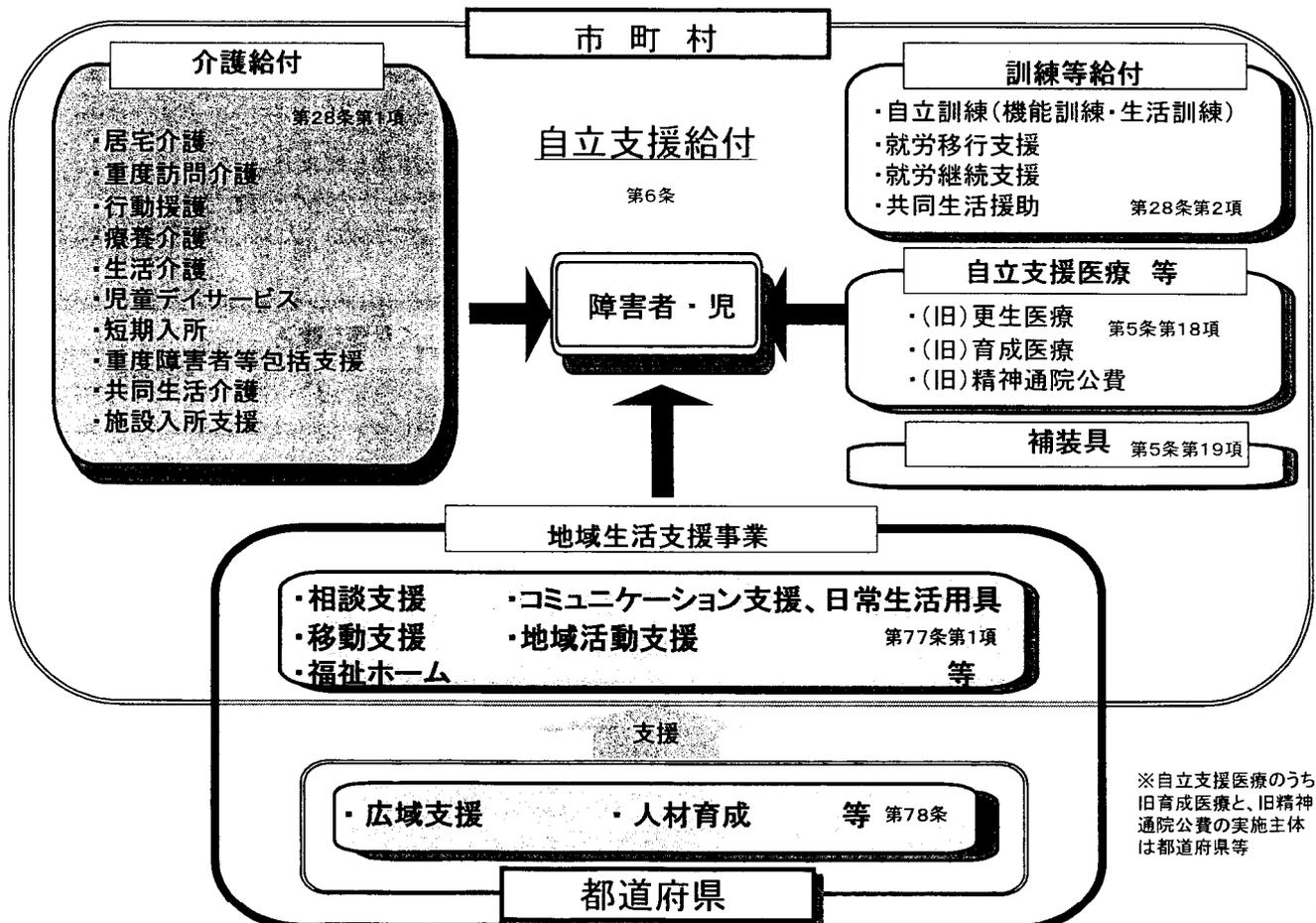
**現状**

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

## 総合的な自立支援システムの構築

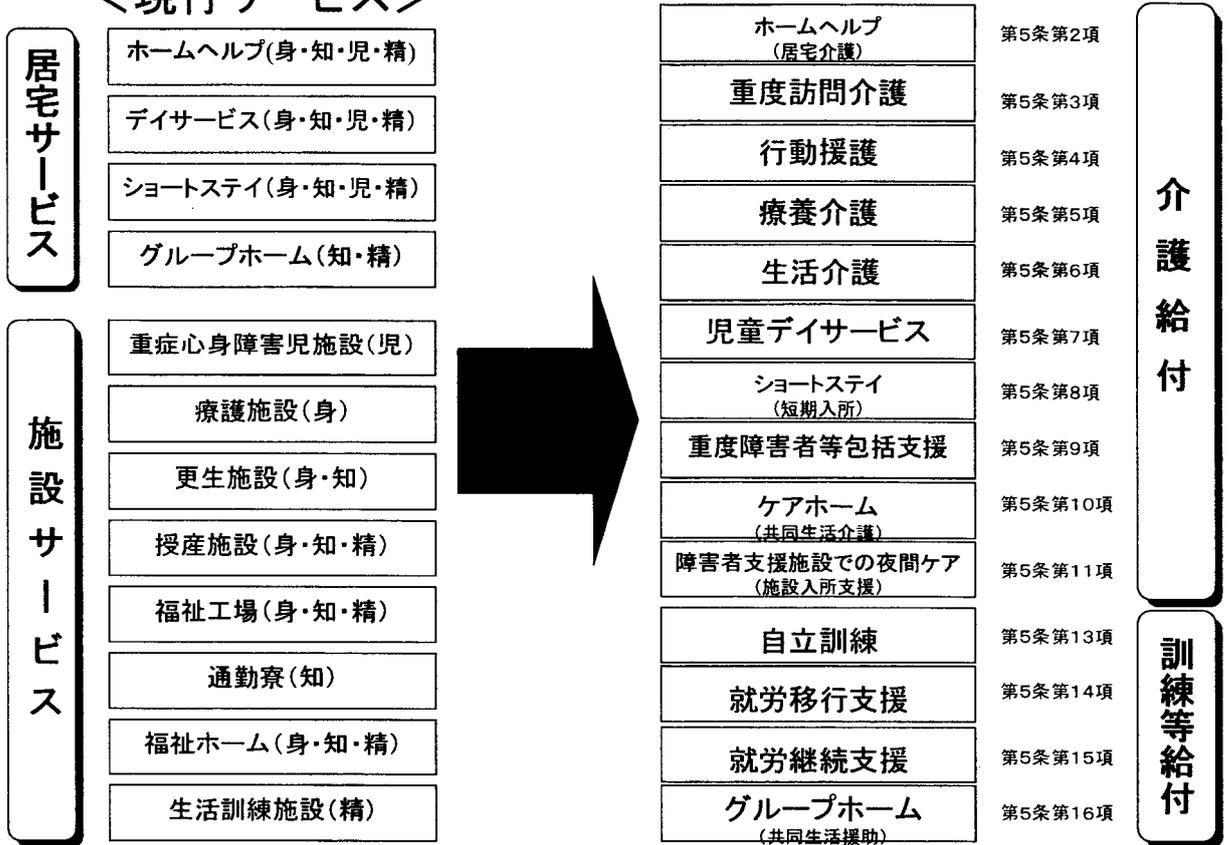


# 福祉サービスに係る自立支援給付の体系

## <現行サービス>

## <新サービス>

第28条第1項



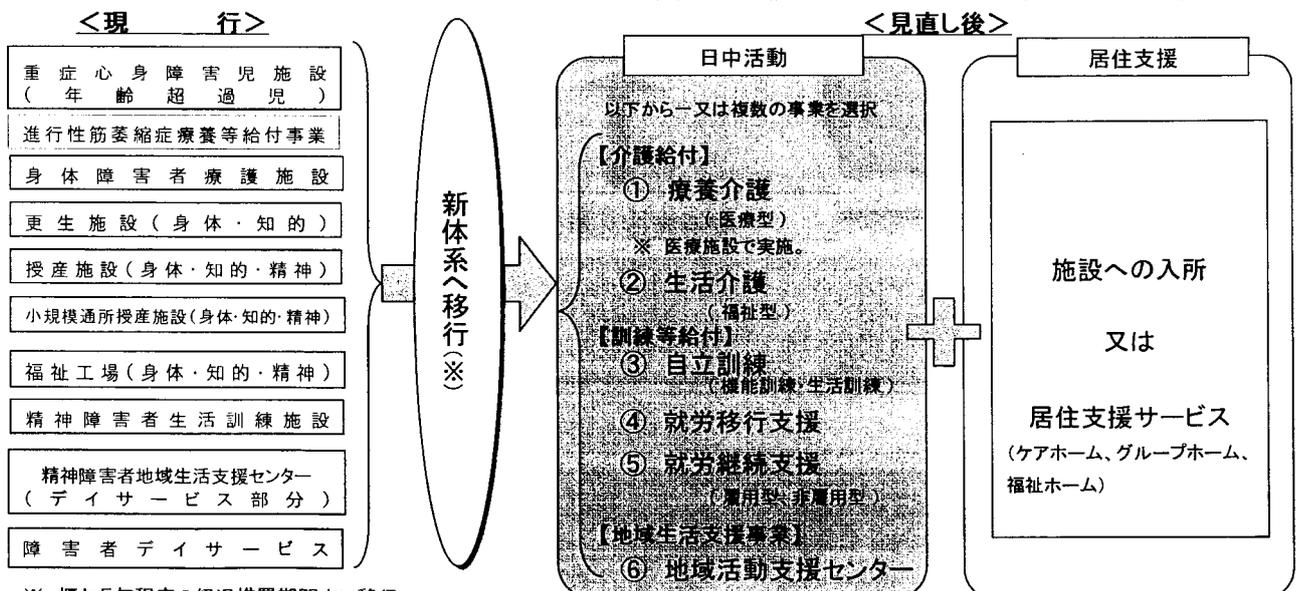
※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

第28条第2項 7

## 施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ(日中活動の場と生活の場の分離。)
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



※ 概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

# 新体系サービスの概要

日中活動	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	介護給付
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生活活動の機会を提供します。	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	地域生活支援事業
居住支援	施設への入所	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
	ケアホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	訓練等給付
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	地域生活支援事業

## 日中活動系サービスについて

# 療養介護事業

## 【利用者】

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者

## 【サービス内容等】

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 利用期間の制限なし。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 4:1~2:1以上

## 【報酬単価】

◎ 521単位(4:1)~904単位(2:1) (定員40人以下)

このほか、お預け利用者が多い場合は6:1を設定し、医療に要する費用及び看護士については医療保険より給付。

【事業所数】 32 (平成20年4月1日現在)

11

# 生活介護事業

## 【利用者】

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分3(施設へ入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者

## 【サービス内容等】

- 食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 利用期間の制限なし。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 6:1~1.7:1以上

## 【報酬単価】

○ 572単位(6:1)~1,320単位(1.7:1) (定員40人以下)

・ 基本単位数は、事業者ごとに利用者の①平均障害程度区分又は②平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じて、設定。

【事業所数】 2,094 (平成20年4月1日現在)

12

# 自立訓練(機能訓練)事業

## 【利用者】

○ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

## 【サービス内容等】

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月)内で利用期間を設定。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等
- 6:1以上

## 【報酬単価】

- 通所による訓練 668単位 (定員40人以下)
- 訪問による訓練 187単位

+

- ・ 標準利用期間超過減算:基本単位数の95% 等
- 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

【事業所数】 164 (平成20年4月1日現在)

13

# 自立訓練(生活訓練)事業

## 【利用者】

○ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的・精神障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

## 【サービス内容等】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等
- 6:1以上

(主な加算等(1日につき))

## 【報酬単価】

- 通所による訓練 668単位 (定員40人以下)
- 宿泊による訓練 270単位~162単位
- 訪問による訓練 187単位

+

- ・ 短期滞在加算:115単位又は180単位
- ①生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合、
- ②心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置):
- 115単位又は180単位
- 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算:基本単位数の95% 等
- 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

【事業所数】 693 (平成20年4月1日現在)

14

# 就労移行支援事業

## 【利用者】

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる身体・知的・精神障害者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

## 【サービス内容等】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 6:1以上
- 就労支援員  
→ 15:1以上

(主な加算等(1日につき))

## 【報酬単価】

◎ 769単位 (定員40人以下)

+

- ・ 就労移行支援体制加算:26単位  
→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の2割以上いる場合
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置):  
115単位又は180単位  
→ 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算:基本単位数の95% 等  
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

【事業所数】 1, 126 (平成20年4月1日現在)

15

# 就労継続支援事業(A型)

## 【利用者】

- 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な身体・知的・精神障害者(利用開始時、65歳未満の者)

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

## 【サービス内容等】

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能。
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上

## 【報酬単価】

◎ 481単位 (定員40人以下)

+

(主な加算(1日につき))

- ・ 就労移行支援体制加算:26単位 等  
→ 一般就労へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合

【事業所数】 269 (平成20年4月1日現在)

16

# 就労継続支援事業(B型)

## 【利用者】

○ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであつて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(A型)の雇用に結びつかない者
- ③ ①、②に該当しない者であつて、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された者

## 【サービス内容等】

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする。
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等
  - 10:1以上  
(生産活動支援体制強化型の場合は、7.5:1)

## 【報酬単価】

- 一般型 481単位 (定員40人以下)
- 生産活動支援体制強化型 527単位 (定員40人以下)
  - 障害基礎年金1級受給者が利用者の5割以上である場合  
(現行支援施設から移行する場合は、1割以上の期間の経過措置)

(主な加算(1日につき))

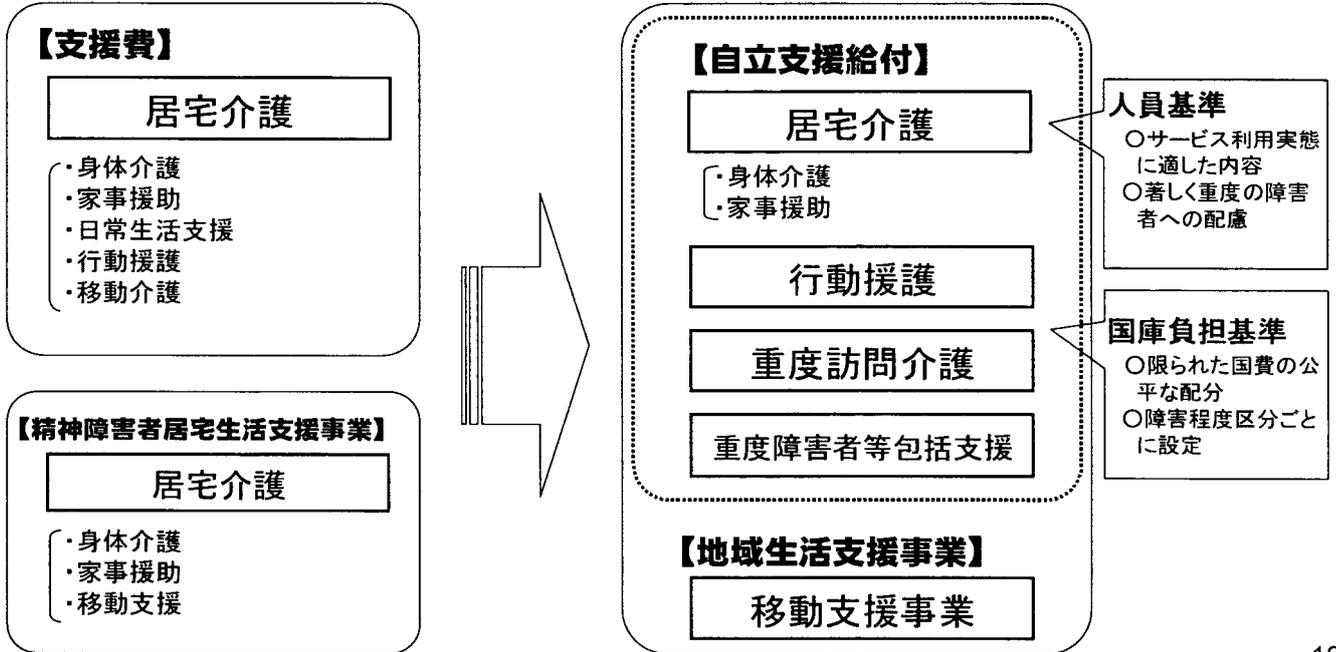
- ・ 就労移行支援体制加算: 13単位
  - 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合
- ・ 目標工賃達成加算 : 26単位 等
  - 平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、事業者の設定した目標水準を超える場合
  - 平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超え、各都道府県が「工賃倍増5カ年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成している場合10単位の加算

【事業所数】 2, 196 (平成20年4月1日現在)

# 訪問系サービスについて

# 新しい訪問系サービスについて

- 新たに精神障害を個別に支給決定する仕組みに改めるとともに、「障害程度区分」の導入に合わせ、障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスを再編する。
- 人員・運営基準や報酬基準については、短時間の集中的な利用と長時間の滞在による利用といったサービス利用の実態に適した内容とするとともに、特に重度の障害者について配慮する。
- 国庫負担基準については、サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえつつ、サービスの種類ごとに、障害程度区分に応じて設定する。



19

## 居宅介護

### 【利用者】

障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

### 【サービス内容】

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

### 【人員配置(指定要件)】

- 管理者: 常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者: 常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
  - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー: 常勤換算2.5人以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、2級 等

### 【報酬単価】

- 【基本】**
- 身体介護中心、通院介助(身体介護有り) 230単位(30分)~805単位(3時間)
  - 家事援助中心、通院介助(身体介護なし) 80単位(30分)~225単位(1.5時間)
  - 通院等乗降介助 1回99単位
- 【加算】**
- 早朝又は夜間 25%加算
  - 深夜 50%加算

20

# 重度訪問介護

## 【利用者像】

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者  
区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ①二肢以上に麻痺があること。
- ②障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

## 【サービス内容】

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○調理、洗濯及び掃除等の家事 ○その他生活全般にわたる援助
- 外出時における移動中の介護

※日常生活に生じる様々な介護の自体に対応するための見守り等の支援を含む。

## 【重度訪問介護加算対象者】

1. +15%・・・重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者  
○障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者

2. +7.5%・・・区分6の者で、重度障害者等包括支援の利用者像以外の者

21

# 行動援護

## 【利用者】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者

障害程度区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者。

## 【サービス内容】

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
  - 外出時における移動中の介護
  - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- 〔
- ・予防的対応  
...初めての場所で不安定になり、不適切な行動にでないよう、予め目的地での行動等を理解させる等
  - ・制御的対応  
...行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
  - ・身体介護的対応  
...便意の認識がでない者の介助等
- 〕

## 【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - 〔・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
  - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験があること
  - ・行動援護従事者養成研修修了者 等
- +
- 5年以上の直接処遇経験(知的障害者や精神障害者等)  
※平成21年3月までは3年(経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - 〔・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1、2級
  - ・行動援護従事者養成研修修了者 等
- +
- 2年以上の直接処遇経験(知的障害者や精神障害者等)  
※行動援護従事者養成研修修了者は1年(当面の間)

## 【報酬単価】

230単位(30分)～1,616単位(4.5時間以上)

# 重度障害者等包括支援

## 【利用者】

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いもの

区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー ・脊椎損傷</li> <li>・ALS ・遷延性意識障害 等</li> </ul>
気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者	I 類型
最重度知的障害者	II 類型
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者	III 類型
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害者 等</li> <li>・強度行動障害 等</li> </ul>

## 【サービス内容】

訪問サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供する。

## 【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)(下記のいずれにも該当)
  - ・相談支援専門相談員の資格を有する者
  - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

## 【運営基準】

- 利用者との24時間連絡対応可能な体制をとっていること。
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保していること。(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制があること。
- サービス利用計画を週単位で作成。
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たすこと。

## 【報酬単価】

- 4時間 700単位
  - ・1日につき12時間を超える分は4時間682単位
  - ・短期入所 890単位/日
  - ・共同生活介護 541単位/日(夜間支援体制加算含む)
- 【加算】
  - ・早朝又は夜間 25%加算
  - ・深夜 50%加算
  - ・食事提供加算 68単位/日

23

# 短期入所

## 【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- ① 障害程度区分1以上である障害者
- ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

## 【サービス内容等】

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置(本体施設がない場合は必要な生活支援員を配置。)し、これに応じた報酬単価を設定。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者の義務付けなし
- 生活支援員等については必要な数  
→ 本体施設の配置基準に準じる

## 【報酬単価】

- 障害者、障害児それぞれについて、障害程度区分に応じた単価設定。490単位～890単位
- 医療施設で実施した場合 2,400単位(重症心身障害児・者)、1,400単位(遷延性意識障害児・者等)

24

# 居住系サービスについて

## 居住系サービスについて

	グループホーム	ケアホーム	福祉ホーム
制度の位置づけ	訓練等給付	介護給付	地域生活支援事業
対象者	・就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であつて、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。	・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であつて、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。 ・障害程度区分が区分2(要介護1程度)以上である者。	・家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く)
サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。	管理人の業務 ・施設の管理 ・利用者の日常生活に関する相談、助言 ・福祉事務所等関係機関との連絡、調整
期限	期限なし		
日中活動	就労、就労継続支援等	生活介護又は就労継続支援等	就労、就労継続支援等
利用者負担	・1割負担 ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担		・実施主体の判断による ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担
居住環境	・居室は原則個室		
事業所数	3, 289	2, 433	380
総定員数	31,424人	27,211人	5,387人

※1 グループホーム及びケアホームの事業所数及び総定員数はH19. 10. 1現在(厚生労働省障害福祉課調べ)

※2 福祉ホームの事業所数及び総定員数はH18. 10. 1現在(平成18年度社会福祉施設等調査)による

(障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく施設の事業所数及び総定員数。)